

長野市家庭用ごみ指定袋の 緊急措置延長について

家庭用ごみ指定袋の製造や流通に停止はないものの、一部の商品で購入が難しい状況が続いていることから、安心してごみを排出することができるよう市では緊急措置を延長します。

- 1 延長期間 令和8年10月31日（土）まで
- 2 緊急措置 ごみ指定袋の使用を基本としますが、ごみ指定袋を購入できない場合の緊急措置の内容に変更はありません。
また、分別の方法に変更はありませんので、ご注意ください。

(1) ごみ指定袋の弾力的運用

- 可燃ごみを排出する際に「不燃ごみ用指定袋（赤色）」
不燃ごみを排出する際に「可燃ごみ用指定袋（緑色）」を使用できます

【運用のイメージ】



※注意 資源プラスチック用指定袋は、ごみ処理手数料を負担していないため、可燃・不燃ごみを出す際に使用できません

(2) ごみ指定袋以外の袋を使用した排出

- ① 可燃ごみ及び不燃ごみ
市販の40リットルまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に入れ、「粗大ごみシール」を貼り付けて排出することが可能
- ② 資源プラスチック
市販の30リットルまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に入れ、「プラ」と記載して排出することが可能

※ 中身が確認できる透明度の袋を使用してください ※色付きや乳白色の袋は使えません

【運用のイメージ】

可燃ごみ・不燃ごみ	資源プラスチック
40ℓまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に「粗大ごみシール」を貼る	30ℓまでの指定袋と同程度の無色透明な袋に「プラ」と記載する
	

3 その他

「粗大ごみシール」は、市の許可を受けた小売店（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等）で販売しています。お近くの店舗は、ホームページで御確認ください。
引き続き、ごみ指定袋の過度な購入はお控えいただきますよう、御協力をお願いいたします。